

仕 様 書

第 1 業務名

さかいスタートアップグロースプログラム業務

第 2 業務目的

堺市は、中百舌鳥エリアをイノベーション創出拠点と位置づけ、堺市基本計画 2025 の KPI「イノベーション創出につながる事業数 100 件」の 2025 年までの達成と、そのプロセスを通じた堺・中百舌鳥イノベーション創出拠点の形成を進めている。

本業務は、社会課題の解決や新たな価値の提供をめざして開発されたプロトタイプまたは市場投入後間もない商品・サービスを有しており、顧客のニーズ把握及びそれに合わせた商品・サービスの改良を行おうとする事業者を対象に、商品・サービスの販売を通じた検証、事業プランのブラッシュアップや資金調達等に関するハンズオン支援を実施することで、事業の実現・成長とそれに伴う社会課題の解決等を図り、もってイノベーションの創出に寄与することを目的とする。

第 3 履行場所

堺市内ほか

第 4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

第 5 業務内容

(1) 支援対象事業者の選定

○本業務の支援対象とする事業者を市と協議の上募集・選定すること。

なお、支援対象事業者の決定にあたっては、市の承認を得ること。

○選定する支援対象事業者は 2 者程度とし、以下の事項をすべて満たすこと。

- ・堺市内に本社を置いている。
- ・プロトタイプもしくは市場投入後間もない商品・サービスを有する。
- ・当該商品・サービスの開発コンセプトにおいて、社会的課題の解決や新たな価値の提供を図ることが含まれている。

○受注者は支援対象事業者の選定のために、支援候補者が有する商品・サービスについて、その普及により解決される社会課題もしくは社会に提供される新たな価値を、定性的または定量的に市に示すこと。

(2) 事業者の支援

①事業者支援

- 選定した事業者の商品・サービス、事業内容に応じた支援を行うこと。支援内容は、知識提供やアドバイスだけでなく、販売に向けた活動を通じた事業プランの検証、改善等の繰り返しにより、支援対象事業者のめざす価値を顧客のニーズに合った形で提供できる商品・サービスの市場投入、普及につなげること。
- 支援にあたっては、当該商品・サービスの開発コンセプトの根幹となる社会課題の解決や新たな価値の提供という観点を損なうことなくブラッシュアップを図ること。
- 支援対象事業者決定後、各月ごとに行う具体的な支援内容を記載した支援計画を策定し事前に市に提出すること。また、支援計画の確認・共有を目的として、キックオフミーティングを市、受注者、支援対象事業者の3者で実施すること。
- キックオフミーティングはオフラインで実施すること。ミーティング実施にかかる日程調整は受注者が行い、会場は堺市役所（堺市堺区南瓦町3番1号）として、会場確保に係る受注者の負担は求めない。
- 支援のスケジュールは原則として「第7 スケジュール」に記載のとおり。
- 支援対象事業者に対し、原則として月2回以上、年間16回以上の支援を対面またはオンライン面談、メール等により行うこと。ただし、履行期間中に規定の回数を不足なく実施することを前提として、各月の支援提供回数を調整することも可とする。
- 上記の支援の中で支援対象事業者へ提供する内容及び提供回数は以下のとおりとする。

支援内容	提供回数
顧客等の紹介	2者以上
商品・サービスの販売に向けた活動と結果分析 分析結果を受けての事業プランの策定、検証、改善	2サイクル以上
事業内容に沿った経営戦略・資金計画等策定の支援	2回以上
知的財産等法務知識の提供	2回以上
その他、支援対象事業者の成長につながる支援	2回以上

②3者面談

- オンラインまたはオフラインで市、受注者、支援対象事業者の3者による進捗把握の面談を月1回実施すること。
- 3者面談に関する日程の調整は、受注者が行うこと。
- オフラインで実施する場合の会場は、堺市役所（堺市堺区南瓦町3番1号）若しくは支援対象事業者の事業所とし、会場確保に係る受注者の負担は求めない。

○受注者は毎回の面談ごとに議事録を作成し、メール等の送付により市及び支援対象事業者と共有すること。

(3) 成長事例・支援内容の共有

中百舌鳥エリアからのさらなるイノベーション創出を目的として、ベンチャーやスタートアップ、中小企業等を対象に、事業成長に向けた支援活動事例の共有を図るセミナーに支援対象事業者とともに報告者として参加すること。なお、セミナーの運営は別業務である「さかいスタートアップアクセラレーション業務」の受注者が行うため、本業務において実施するのは以下の内容に限る。

- ・セミナー参加にかかる本業務の支援対象事業者への連絡
- ・セミナー参加者募集のための周知活動（募集受付の業務を除く）

○セミナー概要は以下のとおり。

- ・事業拡大を支援するプログラムとして発注者が実施する支援内容の事例紹介
- ・参加者間の情報共有

○セミナーにおいては、以下の事項について報告を行うものとする。

（主に受注者が報告する内容）

- ・事業のブラッシュアップに関する具体的な支援内容など

（主に支援対象事業者が報告する内容）

- ・苦労したポイントと乗り越えた方策など

参考：セミナーの概要について

- ・さかい新事業創造センター多目的会議室でのオフラインでの開催を想定
- ・セミナーの規模は企画内容等によるが、会議室の大きさは 86.5 m²

○受注者は、遅くともセミナー開催 1 か月前と 2 週間前にそれぞれ 1 回以上、受注者のホームページ、SNS、人的ネットワークなどで参加者募集の広報を行うこと。

(4) 業務体制

○本業務の進行及び全体の統括を行う責任者を 1 名以上配置すること。

○その他、全体統括補佐を 1 名以上、本業務の運営を行うものを少なくとも 2 名以上（責任者・全体統括補佐を除く）配置すること。

(5) その他

○責任者または統括補佐は、市が実施する支援事業間の連携を促進する会議へ参加すること。会議は年 3 回程度を予定しており、うち 1 回はさかい新事業創造センターで実施、残りはオンラインでの実施を予定している。

○市が実施する「イノベーション創出に向けた PR 事業」の中百舌鳥イノベーシ

ョン創出拠点全国発信イベントに本業務の支援対象事業者を参加させるなどの協力を行うこと。

第6 成果品

○支援内容と成果、本業務の検証内容を報告書としてとりまとめ提出すること。

報告書 A4 両面刷り 1 部 (10 ページ程度)

報告書の電子データ 記録メディア (DVD 等) 2 部

○報告書には、下記の内容を盛り込むこと。

- ・支援内容とその結果及び検証
- ・支援対象事業者が今後も成長するための提言

第7 スケジュール

想定しているスケジュールは下記のとおり。

令和7年6月 支援対象事業者の選定・キックオフミーティング

令和7年7月 支援開始

令和8年2月 支援終了

成長事例・支援内容の共有セミナー (第5 (3)) への参加

第8 その他

- (1) 本業務履行に際し、疑義がある場合は、あらかじめ発注者の指示を受けること。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項は、発注者と受注者とで協議して定めること。
- (3) 受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指示する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- (4) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 等と併せ、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報は鍵付きの金庫に保管、送付先のダブルチェック、データのパスワード設定等の対策を図ること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行につい

て遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。